

チーム登録規程 改正後	チーム登録規定 改正前	チーム登録規程（日本協会）
<p>第1条 <u>一般社団法人富山県ソフトボール協会（以下、「当協会」という。）</u>の加盟チームは、<u>第2条に定める</u>いずれかの種別によって編成されたチームでなければならない。</p> <p>第2条 登録の種別は、次の通りとする。</p> <p><u>(1) 競技種別</u></p> <p>① <u>クラブ男子</u>チーム <u>富山県内（以下、「県内」という。）</u>に居住、または勤務（<u>通学</u>）する18歳以上（当該年度4月1日現在）の<u>男子</u>の者によって編成されたチームとする（ただし、実業団チームと見間違うような名称を使用してはならない）。</p> <p>② <u>クラブ女子</u>チーム 県内に居住、または勤務（<u>通学</u>）する18歳以上（当該年度4月1日現在）の<u>女子</u>の者によって編成されたチームとする（ただし、実業団チームと見間違うような名称を使用してはならない）。</p> <p>③ <u>実業団男子</u>チーム 県内における<u>官公庁、会社、病院、商店等、同一企業（関連企業を含む）</u>に勤務する<u>男子</u>のみによって編成されたチームとする。</p> <p>④ <u>実業団女子</u>チーム 県内における<u>官公庁、会社、病院、商店等、同一企業（関連企業を含む）</u>に勤務する<u>女子</u>のみによって編成されたチームとする。</p> <p><u>(2) 学生種別</u></p> <p>① <u>大学男子</u>チーム 県内の同一大学に在学する<u>男子</u>学生によって編成されたチームとする。</p> <p>② <u>大学女子</u>チーム</p>	<p>第1条 <u>本会</u>の加盟チーム、次のいずれかの種別によって編成されたチームでなければならない。<u>ただし、外国人のみによって編成されたチームは登録を認めない。</u></p> <p>第2条 登録の種別は、次の通りとする。</p> <p><u>(競技種別)</u></p> <p>1. <u>クラブチーム</u> 県内に居住、または勤務する18歳以上（当該年度4月1日現在）の者によって編成されたチームとする（ただし、実業団チームと見間違うような名称を使用してはならない）。</p> <p>2. <u>実業団チーム</u> 県内における同一企業（<u>官公庁、会社、病院、商店等</u>）に勤務する<u>者</u>のみによって編成されたチームとする。</p> <p>3. <u>大学チーム</u> 県内の同一大学に在学する学生によって編成されたチームとする。</p>	<p>第1条 公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、「当法人」という。）の加盟チームは、第2条に定めるいずれかの種別によって編成されたチームでなければならない。ただし、外国人のみによって編成されたチームは登録を認められない。</p> <p>第2条 登録の種別は次の各号の通りとする。</p> <p>(1) 競技種別</p> <p>① <u>クラブ男子</u>チーム 同一都道府県内に居住、又は勤務（通学）する18歳以上（当該年度4月1日現在）の<u>男子</u>によって編成されたチームとする。（ただし、実業団チームと見間違うような名称を使用してはならない）。</p> <p>② <u>クラブ女子</u>チーム 同一都道府県内に居住、又は勤務（通学）する18歳以上（当該年度4月1日現在）の<u>女子</u>によって編成されたチームとする。（ただし、実業団チームと見間違うような名称を使用してはならない）。</p> <p>③ <u>実業団男子</u>チーム 同一都道府県内における<u>官公庁、会社、病院、商店等、同一企業（関連企業を含む）</u>に勤務する<u>男子</u>のみによって編成されたチームとする。</p> <p>④ <u>実業団女子</u>チーム 同一都道府県内における<u>官公庁、会社、病院、商店等、同一企業（関連企業を含む）</u>に勤務する<u>女子</u>のみによって編成されたチームとする。</p> <p>(2) 学生種別</p> <p>① <u>大学男子</u>チーム 同一都道府県内の同一大学に在学する<u>男子</u>学生によって編成されたチームとする。</p> <p>② <u>大学女子</u>チーム</p>

改正後	改正前	チーム登録規程（日本協会）
<p>県内の同一大学に在学する<u>女子</u>学生によって編成されたチームとする。</p> <p>③高等学校<u>男子</u>チーム 県内の同一高等学校に在学する<u>男子</u>生徒によって編成されたチームとする。 (全日制と定時制、通信制は別校とする。)</p> <p>④高等学校<u>女子</u>チーム 県内の同一高等学校に在学する<u>女子</u>生徒によって編成されたチームとする。 (全日制と定時制、通信制は別校とする。)</p> <p><u>(3) 生涯種別</u></p> <p>①中学生<u>男子</u>チーム 県内に居住または在学する<u>男子</u>中学生によって編成されたチームとする。</p> <p>②中学生<u>女子</u>チーム 県内に居住または在学する<u>女子</u>中学生によって編成されたチームとする。</p> <p>③小学生<u>男子</u>チーム 県内に居住<u>または在学</u>する小学生によって編成されたチームとする。<u>女子選手の登録も可能だが、女子選手のみ</u>の登録は認めない。(小学生男子の全国大会では常時3名以内の女子選手の試合出場を認める。)</p> <p>④小学生<u>女子</u>チーム 県内に居住<u>または在学</u>する<u>女子</u>小学生によって編成されたチームとする。</p> <p>⑤エルデストチーム 県内に居住または勤務する 50 歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。</p> <p>⑥エルダーチーム 県内に居住または勤務する 35 歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。</p>	<p><u>4. 高等学校チーム</u> 県内の同一高等学校に在学する生徒によって編成されたチームとする。 (全日制と定時制、通信制は別校とする。)</p> <p><u>(生涯種別)</u></p> <p><u>5. 中学生チーム</u> 県内に居住または在学する中学生によって編成されたチームとする。</p> <p><u>6. 小学生チーム</u> 県内<u>の同一市町村</u>に居住する小学生によって編成されたチームとする。</p> <p><u>7. エルダーチーム</u> 県内に居住または勤務する 35 歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。</p> <p><u>8. エルデストチーム</u> 県内に居住または勤務する 50 歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。</p>	<p>同一都道府県内の同一大学に在学する<u>女子</u>学生によって編成されたチームとする。</p> <p>③高等学校<u>男子</u>チーム 同一都道府県内の同一高等学校に在学する<u>男子</u>生徒によって編成されたチームとする。 (全日制と定時制、通信制は別校とする)</p> <p>④高等学校<u>女子</u>チーム 同一都道府県内の同一高等学校に在学する<u>女子</u>生徒によって編成されたチームとする。 (全日制と定時制、通信制は別校とする)</p> <p>(3) 生涯種別</p> <p>①中学生<u>男子</u>チーム 同一都道府県内に居住又は在学する<u>男子</u>中学生によって編成されたチームとする。</p> <p>②中学生<u>女子</u>チーム 同一都道府県内に居住又は在学する<u>女子</u>中学生によって編成されたチームとする。</p> <p>③小学生<u>男子</u>チーム 同一都道府県内に居住又は在学する小学生によって編成されたチームとする。<u>女子選手の登録も可能だが、女子選手のみ</u>の登録は認めない。(小学生男子の全国大会では常時3名以内の女子選手の試合出場を認める。)</p> <p>④小学生<u>女子</u>チーム 同一都道府県内に居住又は在学する小学生<u>女子</u>によって編成されたチームとする。</p> <p>⑤エルデストチーム 同一都道府県内に居住又は勤務する 50 歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。</p> <p>⑥エルダーチーム 同一都道府県内に居住又は勤務する 35 歳以上(当該年度4月1日現在)の女子によって編成されたチームとする。</p>

改正後	改正前	チーム登録規程（日本協会）
<p>⑦レディースチーム 県内に居住または勤務、通学する 15 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の女子によって編成されたチームとする。なお、<u>第 2 項第 4 号</u>の高等学校<u>女子</u>チームに選手登録している者は除く。</p> <p>⑧壮年チーム 県内に居住または勤務する 40 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子によって編成されたチームとする。</p> <p>⑨実年チーム 県内に居住または勤務する 50 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子によって編成されたチームとする。</p> <p>⑩シニアチーム 県内に居住または勤務する 59 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子によって編成されたチームとする。</p> <p>⑪ハイシニアチーム 県内に居住または勤務する 68 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子によって編成されたチームとする。</p> <p>⑫一般男子チーム 県内に居住または勤務、通学する 15 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子によって編成されたチームとする。なお、<u>第 2 項第 3 号</u>の高等学校<u>男子</u>チームに選手登録している者は除く。</p> <p>⑬教員チーム 県内に勤務する男子教員によって編成されたチームとする（学校教育法第 1 条に規定する学校の教員とする。ただし、実習助手は認めらるる）。</p> <p>⑭富山県民体育大会は、別途規定を定めることと</p>	<p>9. レディースチーム 県内に居住または勤務、通学する 15 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の女子によって編成されたチームとする。尚、高等学校チームに選手登録している者は除く。</p> <p>10. 壮年チーム 県内に居住または勤務する 40 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子によって編成されたチームとする。</p> <p>11. 実年チーム 県内に居住または勤務する 50 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子によって編成されたチームとする。</p> <p>12. シニアチーム 県内に居住または勤務する 59 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子によって編成されたチームとする。</p> <p>13. ハイシニアチーム 県内に居住または勤務する 68 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子によって編成されたチームとする。</p> <p>14. 一般男子チーム 県内に居住または勤務、通学する 15 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子によって編成されたチームとする。尚、高等学校チームに選手登録している者は除く。</p> <p>15. 教員チーム 県内に勤務する男子教員によって編成されたチームとする（学校教育法第 1 条に規定する学校の教員とする。ただし、実習助手は認めらるる）。</p> <p>16. 富山県民体育大会は、別途規定を定めることと</p>	<p>⑦レディースチーム 同一都道府県内に居住又は勤務（通学）する 15 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の女子によって編成されたチームとする。なお、<u>第 2 号-2-4</u>の高等学校<u>女子</u>チームに選手登録している者は除く。</p> <p>⑧壮年チーム 同一都道府県内に居住又は勤務する 40 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子によって編成されたチームとする。</p> <p>⑨実年チーム 同一都道府県内に居住又は勤務する 50 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子によって編成されたチームとする。</p> <p>⑩シニアチーム 同一都道府県内に居住又は勤務する 59 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子によって編成されたチームとする。</p> <p>⑪ハイシニアチーム 同一都道府県内に居住又は勤務する 68 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子によって編成されたチームとする。</p> <p>⑫一般男子チーム 同一都道府県内に居住又は勤務（通学）する 15 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の男子によって編成されたチームとする。なお、<u>第 2 号-2-3</u>の高等学校<u>男子</u>チームに選手登録している者は除く。</p> <p>⑬教員チーム 同一都道府県内に勤務する男子教員によって編成されたチームとする。（学校教育法第 1 条に規定する学校の教員とする。ただし、実習助手は認めらるる）。</p>

改正後	改正前	チーム登録規程（日本協会）
<p>する。</p> <p>第3条 登録は 99 名以内とし、ユニフォームナンバーは 1 番～99 番までとする。ただし、主将は 10 番、監督 30 番、コーチ 31・32 番とし、監督・コーチが選手を兼ねる場合はそれぞれ監督・コーチのユニフォームナンバーで登録する。なお、選手、監督、コーチの登録には次の規定を設ける。</p> <p>(1) 競技種別・学生種別の選手の登録については 1 人 1 チームとし、二重登録を認めない。</p> <p>(2) 競技種別・学生種別の監督、コーチの登録については 1 人 1 チームとし、二重登録を認めない。ただし、学生種別に限り、同一校内の監督、コーチを兼ねることができる。</p> <p>(3) 競技種別・学生種別の監督・コーチ・選手は自分のチームを除き種別の違う 1 チームに限り、立場をかえて登録することができる。ただし、学生種別において、同一校内の監督、コーチを兼ねて登録している場合、この規定は適用しない。</p> <p>(4) 生涯種別の選手の登録については生涯種別内であれば複数のチームに登録することができる。ただし、同一チーム種別内での二重登録は認めない。</p> <p>(5) 生涯種別の監督・コーチの登録については、生涯種別内であれば複数のチームに登録することができる。ただし、同一チーム種別内での二重登録は認めない。</p> <p>(6) 生涯種別の監督・コーチ・選手が立場をかえて種別の違うチームに登録する場合は、第 3 項の規定を優先する。</p> <p>(7) <u>監督・コーチの登録については、すべての種別のチームで規定する居住・勤務（通学）、年齢、性別の規制は受けない。</u></p> <p>(8) 監督を欠いて試合を行うことはできない。も</p>	<p>する。</p> <p>第3条 登録は 99 名以内とし、ユニフォームナンバーは 1 番～99 番までとする。ただし、主将は 10 番、監督 30 番、コーチ 31・32 番とし、監督・コーチが選手を兼ねる場合はそれぞれ監督・コーチのユニフォームナンバーで登録する。なお、選手、監督、コーチの登録には次の規定を設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 競技種別・学生種別の選手の登録については 1 人 1 チームとし、二重登録を認めない。 2. 競技種別・学生種別の監督、コーチの登録については 1 人 1 チームとし、二重登録を認めない。ただし、学生種別に限り、同一校内の監督、コーチを兼ねることができる。 3. 競技種別・学生種別の監督・コーチ・選手は自分のチームを除き種別の違う 1 チームに限り、立場をかえて登録することができる。ただし、学生種別において、同一校内の監督、コーチを兼ねて登録している場合、この規定は適用しない。 4. 生涯種別の選手の登録については生涯種別内であれば複数のチームに登録することができる。ただし、同一チーム種別内での二重登録は認めない。 5. 生涯種別の監督・コーチの登録については、生涯種別内であれば複数のチームに登録することができる。ただし、同一チーム種別内での二重登録は認めない。 6. 生涯種別の監督・コーチ・選手が立場をかえて種別の違うチームに登録する場合は、3 項の規定を優先する。 <p><u>7.</u> 監督を欠いて試合を行うことはできない。も</p>	<p>第3条 登録は 99 名以内とし、ユニフォームナンバーは 1～99 番までとする。ただし、主将は 10 番、監督 30 番、コーチ 31、32 番とし、監督・コーチが選手を兼ねる場合はそれぞれ監督・コーチのユニフォームナンバーで登録する。なお、選手、監督、コーチの登録には次の規制を設ける。</p> <p>(1) 競技種別・学生種別の選手の登録については 1 人 1 チームとし、二重登録を認めない。</p> <p>(2) 競技種別・学生種別の監督・コーチの登録については 1 人 1 チームとし、二重登録を認めない。ただし、学生種別に限り、同一校内の監督・コーチを兼ねることができる。</p> <p>(3) 競技種別・学生種別の監督・コーチ・選手は自分のチームを除き種別の違う 1 チームに限り、立場をかえて登録することができる。ただし、学生種別において、同一校内の監督・コーチを兼ねて登録している場合、この規定は適用しない。</p> <p>(4) 生涯種別の選手の登録については生涯種別内であれば複数のチームに登録することができる。ただし、同一チーム種別内での二重登録は認めない。</p> <p>(5) 生涯種別の監督・コーチの登録については、生涯種別内であれば複数のチームに登録することができる。ただし、同一チーム種別内での二重登録は認めない。</p> <p>(6) 生涯種別の監督・コーチ・選手が立場をかえて種別の違うチームに登録する場合は、第 3 号の規定を優先する。</p> <p>(7) 監督・コーチの登録については、すべての種別のチームで規定する居住・勤務（通学）、年齢、性別の規制は受けない。</p> <p>(8) 監督を欠いて試合を行うことはできない。も</p>

改正後	改正前	チーム登録規程（日本協会）
<p>し、監督が事故等で出場出来ない場合は、その試合の登録者の中から監督代理者を選ばなければならない（この場合、監督代理のユニフォームナンバーはそのままでよい）。高校のチームでは、監督代理者は当該校のチーム引率教員が当たる。中学生・小学生のチームでは、監督代理者は当該チームのコーチまたは引率責任者が当たる。</p> <p>第4条 登録チームは登録料を負担する。登録料は別に定める。</p> <p>第5条 登録は毎年3月1日より4月20日まで必ず更新するものとする。全国大会県予選までに登録を完了していないチームは、その全国大会に出場することができない。なお、登録は、(公財)日本ソフトボール協会<u>の登録システムによるか、同協会</u>発行の登録用紙に記入の上、A、B、C、D表を<u>当協会事務局</u>に提出する。追加登録があった場合も上記の通りとする。なお、小学生・中学生・高等学校・大学に限り、年度始めの登録とは別に8月21日～9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。</p> <p>第6条 登録されたチームに変更のあった場合、および取り消した場合は、直ちにその内容を<u>当協会</u>に届け出なければならない。登録されたチームの選手は、その年度内他のチームに登録することができない。もし<u>選手が</u>移籍した場合には、その選手は当該年度内のすべての大会へ出場権を喪失する。<u>登録されたチームの監督・コーチについては変更することができる。</u></p> <p>第7条 登録を完了しないチームおよび選手は、<u>当協会</u>主催のすべての大会に参加できない。ただし、</p>	<p>し、監督が事故等で出場出来ない場合は、その試合の登録者の中から監督代理者を選ばなければならない（この場合、監督代理のユニフォームナンバーはそのままでよい）。高校のチームでは、監督代理者は当該校のチーム引率教員が当たる。中学生・小学生のチームでは、監督代理者は当該チームのコーチまたは引率責任者が当たる。</p> <p>第4条 登録チームは登録料を負担する。登録料は別に定める。</p> <p>第5条 登録は毎年3月1日より4月20日まで必ず更新するものとする。全国大会県予選までに登録を完了していないチームは、その全国大会に出場することができない。なお、登録は、(公財)日本ソフトボール協会発行の登録用紙に記入の上、A、B、C、D表を<u>県協会長</u>に提出する。追加登録があった場合も上記の通りとする。なお、小学生・中学生・高等学校・大学に限り、年度始めの登録とは別に8月21日～9月20日までにチームの選手登録の変更を認める。</p> <p>第6条 登録されたチームに変更のあった場合、および取り消した場合は、直ちにその内容を<u>県協会</u>届け出なければならない。登録されたチームの選手は、その年度内他のチームに登録することができない。もし移籍した場合には、その選手は当該年度内のすべての大会へ出場権を喪失する。</p> <p>第7条 登録を完了しないチームおよび選手は、<u>県協会</u>主催のすべての大会に参加できない。ただし、</p>	<p>し、監督が事故等で出場できない場合は、その試合の登録者の中から監督代理者を選ばなければならない（この場合、監督代理者のユニフォームナンバーはそのままでよい）。高校のチームでは、監督代理者は当該校のチーム引率教員が当たる。中学生・小学生のチームでは、監督代理者は当該チームのコーチ又は引率責任者が当たる。</p> <p>第4条 登録チームは登録料を負担する。登録料は別に定める。</p> <p>第5条 チームの登録は、その年度毎に行うものとする。(6月30日を最終期限)。新規登録はその年度内認められる。いずれも、全国大会支部予選までに登録を完了していないチームは、その全国大会に出場することができない。なお、登録は、<u>当法人の登録システムによるか、当法人</u>発行の登録用紙に記入の上、A・B・C・D表を所属支部長に提出する。支部長は登録を確認し、A表を日本協会に、B・C表を支部に、D表はチームが保管する。支部に追加登録のあった場合も上記の通りとする。なお、小学生・中学生・高等学校・大学に限り、年度始めの登録とは別に、8月21日から9月30日までチームの選手登録の変更を認める。</p> <p>第6条 支部は登録されたチームに変更のあった場合、及び取り消した場合は、直ちにその内容を当法人に届け出なければならない。登録されたチームの選手は、その年度内他のチームに登録することができない。もし選手が移籍した場合には、その選手は当該年度内のすべての支部、地区及び本大会への出場権を喪失する。登録されたチームの監督・コーチについては変更することができる。</p> <p>第7条 登録を完了しないチーム及び選手は、<u>当法人</u>主催のすべての大会に参加できない。ただし、</p>

改正後	改正前	チーム登録規程（日本協会）
<p>国体については、上記登録規定は適用せず「国体実施要項」の定めるところによる。</p> <p>(付 則)</p> <p><u>1</u> 登録完了とは、各支部長から第5条の登録と、登録料が当協会に送付され、受付が終了した時をいう。</p> <p><省 略></p>	<p>国体については、上記登録規定は適用せず「国体実施要項」の定めるところによる。</p> <p>(付 則)</p> <p>1. 日本国籍のない外国人選手のチームへの登録は2名以内とする。ただし、下記のいずれかに該当する選手は、外国選手とはみなさない。</p> <p>①日本の法律により認められた特別永住者 ②学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第4条に定める義務教育中の者または義務教育を修了した者 ③学校教育法第1条に定める高等学校または大学を卒業した者</p> <p><u>2.</u> 登録完了とは、各支部長から A 表と登録料が本協会に送付され、受付が終了した時をいう。</p> <p>昭和 53 年 4 月 1 日一部改正 昭和 55 年 4 月 1 日一部改正 昭和 59 年 4 月 1 日一部改正 昭和 60 年 4 月 1 日一部改正 昭和 62 年 4 月 1 日一部改正 平成 2 年 3 月 25 日一部改正 平成 3 年 3 月 17 日一部改正 平成 4 年 3 月 15 日一部改正 平成 7 年 3 月 12 日一部改正 平成 8 年 3 月 10 日一部改正 平成 9 年 3 月 9 日一部改正 平成 11 年 3 月 7 日一部改正 平成 12 年 3 月 5 日一部改正</p>	<p>国体については本規程は適用せず、「国体実施要項」の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>1 日本国籍のない外国人選手のチームへの登録は2名以内とする。ただし、下記のいずれかに該当する選手は外国人選手とはみなさない。</p> <p>①日本の法律により認められた特別永住者。</p> <p>②学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第4条に定める義務教育中の者または義務教育を修了した者。</p> <p>③学校教育法第1条に定める高等学校または大学を卒業した者。</p> <p>2-1 登録完了とは、各支部長から A 表と登録料が当法人に送付され受付が終了した時をいう。</p> <p>3-2 昭和 40 年 4 月 1 日より施行する。</p> <p>改訂履歴</p> <p>昭和 51 年 4 月 1 日一部改正 昭和 53 年 4 月 2 日一部改正 昭和 54 年 11 月 8 日一部改正 昭和 55 年 9 月 6 日一部改正 昭和 59 年 4 月 1 日一部改正 昭和 60 年 4 月 1 日一部改正 平成 9 年 11 月 24 日一部改正 平成 12 年 4 月 16 日一部改正 平成 13 年 5 月 15 日一部改正 平成 15 年 11 月 23 日一部改正 平成 17 年 5 月 29 日一部改正（第 3 条 1. 2. 3. 4. 5. 6 の改正） 平成 18 年 5 月 17 日一部改正（第 2 条 10. 15 条文「第 2 条 5 の・・・を除く。」を挿入） 平成 18 年 11 月 23 日一部改正（第 2 条 10 条文「（日本協会加盟の日</p>

改正後	改正前	チーム登録規程（日本協会）
<p>令和4年3月1日一部改正</p>	<p>平成13年3月4日一部改正 平成16年3月7日一部改正 平成18年3月5日一部改正 平成19年3月4日一部改正 平成20年3月2日一部改正 平成29年3月6日一部改正 令和3年1月30日一部改正</p>	<p>本女子リーグ・・・35歳以上の場合はこの限りではない)を除く。)</p> <p>平成19年4月15日一部改正(第2条1条文「……に居住、又は勤務(通学)する18歳以上……。」)</p> <p>平成19年11月23日一部改正(第5条条文「…なお、<u>小学生・中学生・高等学校・大学</u>…。」)</p> <p>平成25年11月24日一部改正</p> <p>平成28年11月20日一部改正(第2条(1)③を第2条(3)⑩へ移動。第2条(3)⑨<u>65歳</u><66歳>。附則1改正。)</p> <p>平成29年5月23日一部改正(第2条(3)⑨<u>66歳</u><67歳>)</p> <p>令和2年11月23日一部改正(第2条(3)⑨<u>67歳</u><68歳>)</p> <p>令和3年11月23日一部改正(第2条の改正(クラブ、実業団、大学、高等学校、中学生、小学生の種別をそれぞれ男子・女子で区分。項番の変更)、第5条条文「当法人の登録システムによるか…」挿入。附則1を削除。項番変更。)</p>